

(別紙様式1)

令和8年度那覇港等におけるヒアリ侵入状況確認調査業務に関する調査業務請負条件

本業務については、GISソフトに精通しているとともに、ヒアリ類を始めとした特定外来生物指定アリ類の調査について高い専門性が必要となる。これらの経験及び知識が不十分な従事者により業務が行われた場合は、ヒアリ類の侵入状況の確認において誤った判断に繋がるおそれがある。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

記

(1) 提出書類 (別添様式)

- ① 過去3年以内にGISデータセットの成果品を伴う、希少種もしくは外来種対策の調査・解析業務の受注経験が3件以上あることがわかる書類。
- ② ヒアリ類を始めとする特定外来生物指定アリ類に関する5年以上の調査業務の実績が確認できる書類。
- ③ 野外調査現場において、ヒアリ類視認を要する業務の経験をしている者が現場調査に従事できることが確認できる書類。

(2) 提出期限等

- ① 提出期限
入札説明書7. (1) のとおり
- ② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先
入札説明書4. に同じ
- ③ 提出部数
2部
- ④ 提出方法
入札説明書7. のとおり
- ⑤ 提出に当たっての注意事項
 - ア 持参する場合の受付時間は、平日の9時から16時まで(12時~13時は除く)とする。
 - イ 郵送する場合は、封書の表に「令和8年度那覇港等におけるヒアリ侵入状況確認調査業務請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。
 - ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
 - エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

- オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- カ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（3）審査結果の回答

入札説明書7.（4）のとおり

(別添様式)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

令和8年度那覇港等におけるヒアリ侵入状況確認調査業務に関する
調査業務請負条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 過去3年以内にGISデータセットの成果品を伴う、希少種もしくは外来種対策の調査・解析業務の受注経験が3件以上あることがわかる書類。
- ② ヒアリ類を始めとする特定外来生物指定アリ類に関する5年以上の調査業務の実績が確認できる書類。
- ③ 野外調査現場において、ヒアリ類視認を要する業務の経験をしている者が現場調査に従事できることが確認できる書類。

(担当者等連絡先)

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L:

E-mail: